

職業安定情報

生産性要件とは何か？ 労働関連助成金を申請 **雇保**



申請した助成金の審査を受ける際に、近年新しく「生産性要件」が加わったようですが、どのようなものなのでしょうか。



A 付加価値向上させた企業優遇

一昨年の雇用保険法の改正で、「雇用保険二事業」について「労働生産性の向上に資するものとなるよう留意」することと規定されました（雇保法64条の2）。実務上は一部先行して運用していたのを明文化したものです。

これは、今後労働力人口の減少が見込まれる中で経済成長を図っていくためには、個々の労働者が生み出す付加価値、すなわち「生産性」を高めていくことが不可欠であるという見地から、生産性を向上させた企業が労働移動支援助成金やキャリアアップ助成金など一部の助成金を利用する際、助成額または助成率を割増しする措置を取るものです。

この場合の生産性とは、「営業利益」「人件費」「減価償却費」「動産・不動産賃借料」「租税公課」の合計額を、雇用保険の被保険者数で除した数値と定義されています。

この数値が3年前と比べて原則6%以上伸びている場合に、割増しが行われるとされています。ただし、当該算定の基礎となった期間中に、事業主都合による離職者が発生していないことも要件となっています。



賃金の概算必要か 年度中に増額見込 **徴収**



労働保険料についてお尋ねします。今年度は多角的な事業展開を進める予定であり、事業の拡大が見込まれます。概算保険料の申告納付は、前年度の賃金総額を用いるはずですが、今年度に関しては問題が出てくるのでしょうか。



A 2倍までは同額用いる

労働保険料の申告納付に当たっては、まず、概算の賃金額に基づいて保険料を納付します。通常、前年度の確定賃金総額を用いて賃金総額の見込み額とします。1年後、確定保険料額が概算保険料額を上回った場合は、不足分を納付します。

賃金総額の見込み額に関して、前年度の賃金総額の2分の1以上2倍以下である場合、前年度の賃金総額を用いることができます（徴収則24条）。

ただし、仮に当年の賃金総額が前年と同額でも、保険料率の変動により、概算保険料額はイコールでないことがあります。

年度途中で賃金総額等の増加が見込まれる場合として、増加概算保険料の仕組みがあります（徴収法16条）。要件は、賃金総額等の見込額が2倍を超えて増加し、かつ、保険料の差額が13万円以上のときです（徴収則25条）。

